

※遠隔地における不在者投票の手続きは郵送で行うこととなります。投票用紙の請求など、速やかに手続をしないと投票日に間に合わないことがあります。ですのでご注意ください。

**このような投票は無効となります！**

次のような投票は無効となりますので、ご注意ください。

- ▼投票用紙以外の紙（入場券、メモ用紙、名刺など）に候補者の氏名を書いて投票したもの。
- ▼2人以上の候補者の氏名を書いたもの。
- ▼候補者の氏名のほかに他事を記載したもの。
- ▼候補者の氏名を自書していないもの。（ゴム印を使用したものなど）

選挙事務に関する詳細については、幌延町選挙管理委員会へお問い合わせ下さい。

投票区	投票所	投票時間
第1	問寒別生涯学習センター	午前7時～午後5時
第2	幌延町総合体育館	午前7時～午後7時
第3	下沼寿の家	午前8時～午後4時
開票区	開票所	開票時間
幌延町	幌延町総合体育館	午後8時～

お問い合わせ先  
選挙管理委員会  
(総務財政課内)  
電話  
5-1111  
告知端末機  
5-8811

## 所有者不明の猫の引取りお断りについて

### ●所有者不明の猫の引取りをお断りする場合があります

北海道では、動物の愛護および管理に関する法律の改正に伴い、飼い主不明の猫（野良猫、外飼猫）の引取りをお断りできるようになりました。稚内保健所では原則飼い主不明の猫を引取らないこととしたため、幌延町でも保健所の引取り基準を満たさない猫については引取りを行わないこととしましたので、皆さまのご理解をよろしくお願いいたします。

### ●町民の皆さまへのお願い

- 外にいる猫を捕獲して持ち込みはしないでください  
→誰かの飼い猫かもしれません。
- 生まれたばかりの子猫を持ち込まないでください  
→子猫は母猫なしでは飼育が困難で簡単に死んでしまいます。むやみに母猫から子猫を引き離さないようにしましょう。
- エサを与えないでください。  
→エサがあれば猫たちは集まり、繁殖します。外にいる猫がかわいそうと思っても、安易な気持ちでエサをあげるのはやめましょう。



### ●負傷した猫は、猫の生命と安全を確保するため保護できる場合があります。

交通事故などで負傷した猫、病気で衰弱している猫などを発見した場合は保護できる場合がありますので、下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先: 北海道宗谷総合振興局環境生活課 電話 0162-33-2922  
稚内保健所 電話 0162-33-3707  
住民生活課 生活グループ 電話 5-1112 告知端末機 5-8812